

S・Aとリンク!!
TOPのS・A[2]、
TOP・MPDのS・A[2]を
一緒に勉強しよう!



刑事被告人の権利

すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する(憲法37条1項)。

公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利

1 公平な裁判所

構成その他において偏頗(考え方
や立場の偏り)のおそれのない裁判
所のことをいう(最判昭23.5.5)。

個々の裁判の内容が公平かどうか、
ということじゃないだね。



公平な裁判所を保障するため、刑訴法では裁判官や書記官について除斥、忌避、回避の規定を置いている(刑訴法20条以下)。

(1) 除斥

除斥とは、裁判官が被害者であるとか、被告人又は被害者の親族であるなど一定の除斥原因のあるときに、**当該裁判官が当然に職務の執行から排除される制度**をいう。

(2) 忌避

忌避とは、検察官、被告人又は弁護人に、裁判官に除斥原因があるとき、又は裁判官が不公平な裁判をするおそれがあるときに当該裁判官の排除を求める申立権を認め、申立てに基づいて**裁判所が忌避するか否かを決定する制度**をいう。

(3) 回避

回避とは、除斥原因がないものの、裁判官が事件や被告人等と一定の関係があること等を慮って**裁判官自ら当該事件の処理を辞退する制度**をいう。

除斥又は忌避の理由が認められないとされた事例

起訴前の勾留及び保釈請求却下の決定をした裁判官が、第一審の審理・判決をしたことで、同裁判官が職務から除斥されることがないことはもちろん、忌避の理由があるものとも認められないから、第一審の判決が憲法37条1項に違反するとはいえない(最判昭25.4.12)。

2 迅速な裁判

適正な裁判を確保するのに必要な期間を超えて**不当に遅れた裁判**ではない裁判をいう。

迅速な裁判に反した場合は、直接憲法37条に基づき、事件の**性質・難易・遅延の原因**等の総合的な判断により、裁判の審理を打ち切ることができる。

3 公開裁判

被告人は、**公開の法廷**で審理及び判決を受ける権利を有している。

このことは、憲法82条が民事事件、刑事事件を問わず保障しているが、憲法37条は、刑事被告人の権利という側面から重ねて保障したものである。

知っ得メモ

公開の法廷を開かないで罰金刑を科す制度

刑訴法上、略式手続として公開の法廷を開かないで罰金刑を科す制度があるが、略式命令を受けた者が正式裁判を請求すれば、改めて通常の手続で審理・判断されるため、被告人の公開裁判を受ける権利を侵害するものではない。

刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を十分に与えられ、又、公費で自己のために強制的手続により証人を求める権利を有する(憲法37条2項)。

証人審問権・喚問権

1 証人審問権

証人審問権とは、公判で、**自己に不利な証言をした証人**に対して**反対尋問**をする権利をいう(憲法37条2項前段)。被告人に対し、不利な証言に対する反論の機会を与え、裁判の公正を確保しようとするもので、刑訴法は、その趣旨を受けて**伝聞証拠の禁止**を原則としつつ(刑訴法320条)、一定の場合に例外を認めている(刑訴法321条以下)。



判例

マンガでTRY 法学論文 刑訴法



論文とリンク!!
TOPの論文①、
TOP-MPDの論文②を
一緒に勉強しよう!

夜間における捜索・差押え

A警部補らは、内偵捜査の結果、暴力団関係者が経営する飲食店で覚醒剤の売買が行われていることを認知したため、捜索差押許可状の発付を得て、夕方から張り込みを実施していた。午後11時になり、覚醒剤の売人らしき男が営業中の店に入ったため、同許可状による捜索・差押えを実施したが、同許可状には、夜間執行許可を得ていなかった。

▼上記の事例をマンガで見てみましょう!



問 この場合におけるA警部補らによる捜索・差押えの適否について述べなさい。

解答・解説は次ページで▶